

私と家族のあんしんレターについて



磐田市

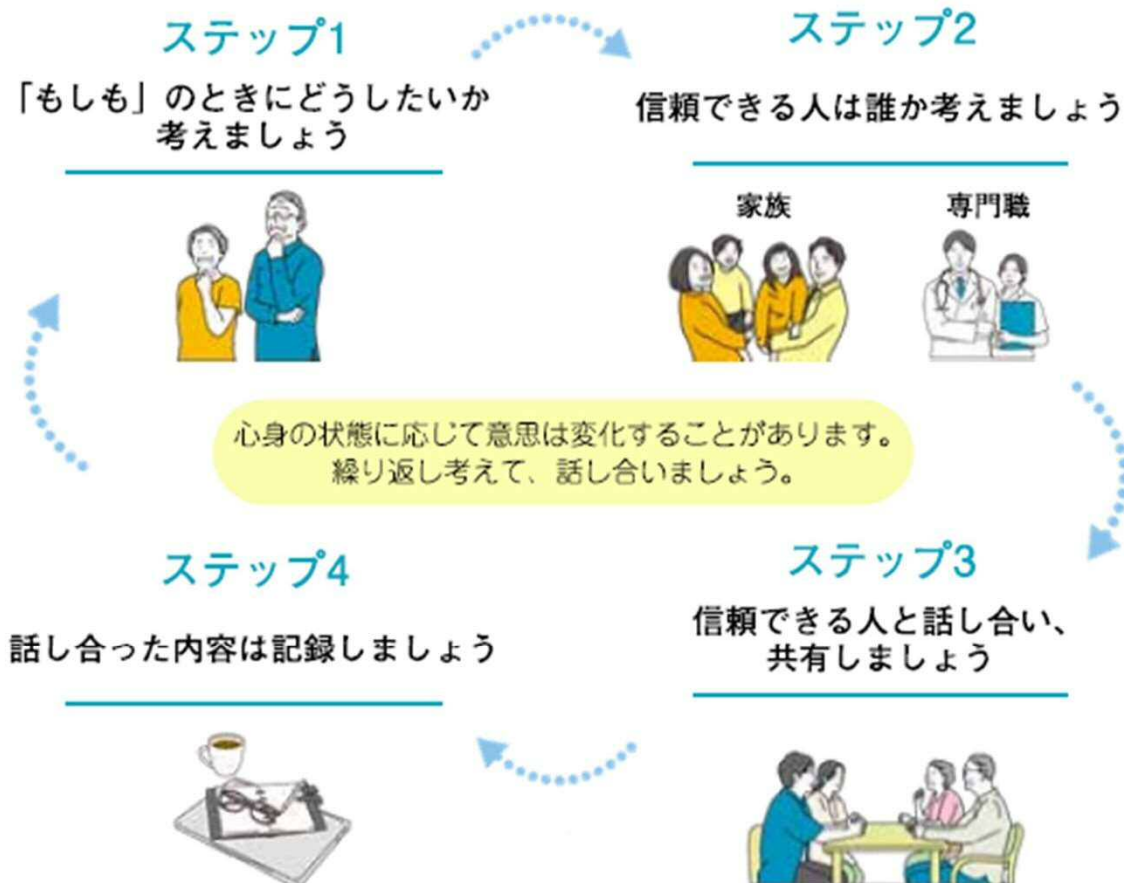
話し合いのきっかけづくりになるように冊子を作成しました。
高齢者支援課と各地域包括支援センターで配布しています。



記録には「私と家族のあんしんノート（終活）」を活用してください。市民相談センター（本庁舎1階）と各地域包括支援センターで配布しています。



人生会議の進め方



私と家族のあんしんレター

このレターは、私 _____ の死後、困ることがないように、残る人たちに「安心」を届ける手紙です。

救急情報シートやお薬手帳と一緒に保管し、
身近な人に保管場所をお知らせしておくで安心です。

今、見てほしい
考えてほしい
今だから、「伝えられる」「伝えてもらえる」。別れや不調は、突然やってきます。その時にはできません。このレターを見つけた今が、私と家族のために、考えるとき、話し合うとき、伝え、伝えられるときです。

相続や死後の手続きの相談先

磐田市 市民相談センター（市役所本庁舎 1 階） ☎（0538）37-4746

市民相談センター（くらしの安心相談センター）では、死後に必要な手続きや相続、遺言、葬儀やお墓などを相談することができます。

ご家族へのメッセージ

取引のあった金融機関・証券会社など

	支店	電話番号
	支店	電話番号
	支店	電話番号
	支店	電話番号
	支店	電話番号
	支店	電話番号
	支店	電話番号

保険会社（生命・火災など）

	電話番号
	電話番号
	電話番号
	電話番号
	電話番号
	電話番号
	電話番号

契約

電力会社	電話番号
固定電話会社	電話番号
携帯電話会社	電話番号
ガス会社	電話番号
水道	電話番号
新聞	電話番号
その他（年金）	電話番号

終末期医療について

延命治療を 希望しない 希望する（具体内容

私が判断できない場合の決定者は（

私の思いは・・・

済んでいない相続手続き

ない

ある（亡くなった人：私の[] 話し合いの相手[]）

相続の希望は・・・

お墓について

お墓は ある（ ） ないが申込済（ ） ない

お墓の希望は・・・

遺言書

ない

ある（保管場所：

（公正証書 自筆証書 その他（

伝えたいことは・・・

※自筆遺言書は、法務局で保管している場合を除き、家庭裁判所で検認を受ける必要があります

葬儀について

お葬式は してほしい してほしくない

葬儀会社と契約（積立）を

している（相手 満期日 金額）していない

お葬式は 親子のみ 親族のみ（ ） その他（ ）

形式は 仏教 神道 キリスト教 その他（ ）

私の希望

私の死後にお願いしたいこと

自分の死を知らせたい人の名前、住所、連絡先

①

②

※この他に知らせたい人のリスト保管場所（